

## 議題(1). (2)特定地域型保育事業(小規模保育所)及び認可保育所の利用定員の変更について

市では、これまで平成27年3月に策定した「白井市子ども・子育て支援事業計画」に基づき待機児童対策をおこない1歳から2歳児に多くの待機児童が生じている現状を踏まえ、子ども・子育て支援事業計画に掲げた小規模保育園の誘致のほか、保育士の確保による受入枠の拡充や幼稚園での預かり保育の充実などにより待機児童の解消を図ってきましたが待機児童を解消することができませんでした。

そこで、令和2年3月に策定した「第2期白井市子ども・子育て支援事業計画」においても待機児童対策をさらに進めて待機児童の解消に向けて各種施策に取り組むこととしています。

今回の会議議題となる各保育所等の利用定員の変更については、「子ども・子育て支援法(資料①)」の定める定員を定めようとするときは、審議会その他の合議制の機関等にその意見を聴かなければならぬとされていることから意見を伺うものとなります。

### (1) 特定地域型保育事業(小規模保育所)の利用定員(認可)の変更について

施設の種別	小規模保育事業A型
施設名称	ひなた保育園・しろい
運営主体	(株)アンフィニ
所在地	白井市根235-2
認可定員	12人

#### 利用定員(令和3年4月) (人)

	3号			計
	0歳	1歳	2歳	
変更前	2	5	5	12
変更後	3	8	8	19
増減	1	3	3	7
	7			

#### ●変更理由及び変更時期

当保育所は、平成31年4月に開所し、令和3年3月末で2ヶ年が経過します。現在の利用定員は12名となります。平成31年4月の開所時の利用児童は10名で令和2年3月時点では17名でした。また、令和2年4月は10名で令和3年2月時点では15名の児童が定員の弾力運用により利用定員を超えて保育を受けております。

定員変更時期につきましては、令和3年4月からとして、市の待機児童の発生が比較的多い0歳から2歳児を受入れする施設として利用児童の実態にそって変更するものとなります。

### (2)認可保育所の利用定員(認可)の変更について

施設の種別	認可保育所
施設名称	あい・あい保育園 西白井園
運営主体	(株)global child care
所在地	白井市根1922-14
認可定員	60人

(人)

**保育室の改修に  
伴い合同保育**

		3号			2号			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	60	
変更前	6	10	11	11	11	11		
変更後	9	16	16	44			85	
				(19)	(13)	(12)		
増減	3	6	5		11		25	

受入予定児童数

(人)

		3号			2号			計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳		
変更前	9	16	16	19	13	12	85	
変更後	9	16	16	19	19	19	98	
増減	0	0	0	0	6	7	13	

#### ●変更理由及び変更時期

当保育所は、平成30年4月に開所し、令和3年3月末で3ヶ年が経過します。

現在の利用定員は60名となります。令和2年4月の利用児童は55名で令和3年2月時点では65名の児童が定員の弾力運用により利用定員を超えて保育を受けております。

当保育所の園舎の増改築工事(資料②)に伴い、増築園舎を令和3年4月に開設し待機児童の多い0歳から2歳児の受入れを行います。また、既存の園舎のリフォームにより3歳から5歳児の保育室を新たに設置し令和3年7月から3歳から5歳児の定員を変更し受入れを行います。

定員変更時期につきましては、令和3年4月と7月の2回に分けて行います。

#### 【参考:待機児童の推移】

		4月1日時点(内訳)			3月31日時点年度末(内訳)		
H30	22人	1歳=7人 2歳=13人 4歳=2人	75人	0歳=50人 1歳=18人 2歳=5人 4歳=2人			
H31(R1)	13人	2歳=11人 4歳=1人 5歳=1人	94人	0歳=65人 1歳=10人 2歳=16人 3歳=1人 4歳=1人 5歳=1人			
R2	2人	2歳=1人 4歳=1人	92人	0歳=74人 1歳=11人 2歳=7人			

小規模保育事業（ひなた保育園・白井）及び認可保育所（あいあい保育園 西白井園）  
の定員変更について

子ども・子育て支援法（抜粋）（平成二十四年八月二十二日法律第六十五号）

（特定教育・保育施設の確認）

第三十一条 第二十七条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、教育・保育施設の設置者（国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。附則第七条において同じ。）を除き、法人に限る。以下同じ。）の申請により、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行う。

- 一 認定こども園 第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 二 幼稚園 第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもの区分
  - 三 保育所 第十九条第一項第二号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び同項第三号に掲げる小学校就学前子どもの区分
- 2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならぬ。
- 3 省略

（特定地域型保育事業者の確認）

第四十三条 第二十九条第一項の確認は、内閣府令で定めるところにより、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び当該地域型保育の種類に係る地域型保育事業を行う事業所（以下「地域型保育事業所」という。）ごとに、第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育の事業を行う事業所（以下「事業所内保育事業所」という。）にあっては、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育の事業を自ら施設を設置し、又は委託して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育の事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第六条の三第十二項第一号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。以下「労働者等の監護する小学校就学前子ども」という。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める第十九条第一項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を定めて、市町村長

が行う。

2 省略

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業（特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。）の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。

4～6 省略

（市町村等における合議制の機関）

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- 一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
  - 二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
  - 四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

4～5 省略

# 位置図

